

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

「人権」とは、『性別、国籍、年齢を問わず、この世に生きるすべての人々は、生まれながらにしてかけがえない価値をもっており、同時に一人ひとりが皆「人間らしく生きる権利」をもっている。そして、この権利は平等であり、決して奪うことはできない。人間が人間らしく生きる権利、生まれながらにもっている人間のための権利。』である。しかし、この「人権」を侵害するものが、「いじめ」である。

根岸小学校においては、「いじめ防止対策推進法」をもとに策定された文部科学省及び「横浜市いじめ防止基本方針」を受け、学校全体でいじめの防止及び発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処して、子どもたち一人ひとりの「人権」を守るために最善を尽くす。

また、本校では、教職員も子どもたちも、「いじめは決して許さない・見逃さない」という強い姿勢で臨むと同時に、学校が、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる場であり続けられるよう、しっかりと取り組んでいく。

更に、「いじめ」は絶対に許されない行為であるとともに、違法行為であるという認識のもとに本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関との連携強化に努める。特に、本校の児童の大部分は、根岸中学校に進学するため入学後の良好な人間関係作りのためにも根岸中学校との連携強化が重要である。

以上のことから、根岸小学校としての「いじめ防止基本方針」を策定する。

尚、この「いじめ防止基本方針」は根岸小学校・根岸中学校の合同学校運営協議会で承認を得るため、方針の内容はそれぞれの学校の状況を考慮しつつ、項立てや表現を統一するように作成した。

(1) いじめの定義

◇法で定められた定義であり、国と同様の定義とする。

◇「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

上記定義に照らし、児童の不安や被害性に寄り添い、積極的に認知をしていくことで問題が重大化・長期化しないように解消に向けて取り組んでいく。児童間の関わり方の失敗によって生じる関係性の悪化を組織的に見守り、修復的につないでいくことで、児童の関わり方の学びや健全育成のための機会と捉えなおしていかれるように継続的に支援していく。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

◇横浜市いじめ防止基本方針の中の「いじめの防止等の対策に関する基本理念」では、次のように示されている。

◇本校においても同様の考え方からいじめを防止するための基本的な方向性を次の通り示す。

全ての子どもは、かけがえない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気的形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

- ①すべての教育活動を通して、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを目指す。
- ②子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童会活動等を中心に居心地のよい自他を認め合える学校づくりを進める。
- ③いじめはどの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、根岸中学校、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜く認識のもとに、いじめの把握に努めるとともに、学校として組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、児童一人ひとりの状況把握に努める。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

本校では、いじめの問題や児童指導上の課題に対応するために「いじめ防止対策委員会」を組織する。校長を委員長、副校長を副委員長とし、教務主任、学年主任、児童支援専任、養護教諭を基本とし、その他いじめを受けていると思われる児童、いじめを行っていると思われる児童に関係する職員で構成する。

必要に応じて心理（スクールカウンセラー）や福祉等の専門家（スクールソーシャルワーカー）の参加を求める。また、根岸小学校・根岸中学校合同の学校運営協議会の委員へ意見や助言を求めることができる。

(2) 委員会の運営

【定例会】：「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上、定期的に開催する。

【臨時会】：いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

※校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口（児童支援専任）の設置及び周知
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・児童理解、児童指導に関する教職員の資質の向上
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ①児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめ問題に関わる人権教育及び道徳教育の実施
 - 校外活動（学年ごとの遠足や社会科見学及び全校遠足など）や宿泊行事、縦割り活動、委員会・クラブ活動等と学級における係や当番活動等を通して仲間づくりの指導や自己有用感の醸成
 - 「くすのきルール」を初期指導とする、社会性・公共心の育成
 - 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した互いに認め合える人間関係・学級風土づくりと児童の主体的な取り組みへの支援
 - 教師による誰もが分かる授業作りのための教材研究と授業改善
 - ・チーム学年経営
 - ・少人数指導
 - ・個別指導
 - ・教科（交換）担任制
 - 等
 - 特別支援教育の充実と特別支援教育校内委員会との連携
 - ・学級での支援
 - ・特別支援教室（不登校・学習）での支援
 - ・個別支援学級での支援
 - ・通級指導
 - 等
- ②「いじめ解決一斉キャンペーン」を受けて、代表委員会を中心に取り組む「いじめ防止」についての話し合い活動や各クラスの取り組みへの支援及び、児童への啓発活動の充実やふれあい委員会による「あいさつ運動」等いじめ防止活動への支援を推進する。また、児童及びその保護者並びに本校の教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を目的とした学習会・研修会を推進する。
- いじめ解決一斉キャンペーンの実施（「いじめ防止啓発月間」12月）
 - 学校便りや学校ホームページの活用による保護者や地域の方々への啓発活動
 - 教職員向け手引き等を活用した職員研修の実施
 - 児童に対するネットマナーの出前授業

(2) いじめの早期発見

- ①いじめは、人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、本校では児童の些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。このため、本校においては、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- いじめの定義理解を含む教職員の研修
 - いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
（登校直後や朝会、集会後といった隙間の時間や休み時間等の授業時間以外に注意する。）
 - 教職員間による児童の情報の共有化
- ②児童及びその保護者、並びに当該学校の教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- 定期的なアンケート調査（いじめ防止アンケート等）の実施
 - いじめ等の問題行動の予防と対策のためのY-Pアセスメント等の実施とその分析
 - 定期的な教育相談
 - ・児童との個別面談（夏休み前やアンケート実施後に実施、その他適宜実施）
 - ・保護者との面談（年度当初、夏休み前、冬休み前、年度末に実施、その他適宜実施）
 - 相談窓口の設置
 - スクールカウンセラー、いじめ110番電話相談、磯子区教育相談との連携

- ③インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応に努める。また、児童や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。
- 児童や保護者を対象に、インターネットを通じて行われるいじめ防止啓発のための資料配布及びスマホケータイ教室の実施
 - ・警察との連携による「子どもをケータイ、スマホ、インターネットから守る教室」
 - ・携帯電話会社との連携による「ケータイ安全教室」

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応する。
 - 校長に速やかな連絡及び報告
 - いじめ防止対策委員会の招集
 - 事実確認、記録、情報の共有化
 - 教育委員会への報告（南部学校教育事務所担当指導主事等）

- ②いじめの当該児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。（女子児童の場合は、養護教諭や女性職員が対応するなど配慮）
 - いじめを受けた児童の安心及び安全への配慮
 - いじめを受けた児童からの聴き取り
 - 保護者への連絡（協力）
 - スクールカウンセラーとの連携

- ③いじめの関係児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
 - いじめを行った児童からの聴き取り（複数児童の場合は、各児童で対応）
 - いじめを受けた児童への配慮による対応（いじめを行った児童の別室学習指導も可）
 - 保護者への連絡（協力）
 - スクールカウンセラーとの連携

- ④いじめの当該児童の保護者、いじめの関係児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を共有する。
 - 学校は、中立的立場を崩さず、必要に応じて教育委員会等からの指導・助言を求める。
 - 関係保護者と事案に関する事実の共有
 - 関係修復のための適切な対応の協力依頼
 - スクールカウンセラーとの連携

- ⑤「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、いじめの当該児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して児童を守る措置を行う。その際は、学校では適切な指導・支援を行い、いじめの当該児童、保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
 - スクールサポーターとの連携
 - 所轄警察署との情報連携は、児童支援専任が対応する。
 - 状況に応じて、相互連携制度より連絡票を提出し、いじめを行った児童への説諭を依頼することもできる
 - 人権教育・児童生徒課との連携

- ⑥その他、関係機関との連携
 - ・児童相談所
 - ・地域療育センター
 - ・区役所（子ども家庭支援課）

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

《いじめの解消の要件》

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消に至るための取組として以下を行う。

- ・被害者児童及び保護者から心情を聞く
- ・複数の教職員の目による状態チェック、報告及び情報交換の実施
- ・児童が気軽に相談できる機会の設定や窓口づくり
- ・加害児童及び保護者への指導や支援
- ・いじめを起こさせない学校風土づくり（未然防止から継続して取り組む）

(5) 教職員等への研修

- 児童理解の推進（隔週実施）
 - ・職員会議での情報共有
 - ・専任会の報告
 - ・児童支援委員会の内容報告
- 必要に応じて講師を招いての特別研修の実施
 - ・年度当初・夏季休業・年度末等
- 配慮が必要な児童に関する理解研修の実施
- 「くすのきルール」研修の実施と徹底

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や「根岸中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- 根岸中学校との連携
- 学校運営協議会への報告
- 学校運営協議会へ、いじめ防止対策委員会への参加協力の依頼
- 「根岸中学校区学校・家庭・地域連携事業」におけるいじめ防止に向けた事業等

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認引き継ぎ 学校いじめ防止基本方針の確認 教育相談（特別支援教室ニーズ調査） くすのきルール（根岸小スタンダード）確認	懇談会 （基本方針説明）
5月	学校生活（いじめ防止・記名式・児童面談）アンケート実施① 中学校ブロック研究会① 特別支援教室開始 YP アセスメント実施①	学校運営協議会 （基本方針説明） 個人面談
6月	個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成と検討 非行防止・スマホケータイ安全教室等①	地区懇談会
7月	横浜子ども会議（中学校ブロック） 教育相談（特別支援教室ニーズ調査）	教育相談
8月	児童理解研修 特別支援教育研修	

9月	小中連携研究会② 校内子ども会議	根岸小の 人権の取組例 1年 手話体験 2年 感覚の違いを 知ろう 3年 車いす体験 4年 車いすバスケ ット 5年 ポッチャ体験 6年 いのちの授業	個人面談
10月	YP アセスメント実施②		
11月	学校評価アンケート実施		学校運営協議会
12月	人権週間・いじめ防止月間の取組み 学校生活（いじめ防止・無記名式）アンケート実施② いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・児童面談） 教育相談（特別支援教室ニーズ調査）		教育相談
1月	いじめ防止基本方針の評価 くすのぎルール（根岸スタンダード）点検		
2月	幼稚園・保育園・中学校との引き継ぎ		学校教育説明会
3月	年間振り返り・新年度への引き継ぎ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の評価		学校運営協議会
年間	いじめ防止対策委員会（定例⇒月 1 回・臨時⇒随時）		

4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

この「根岸小学校いじめ防止基本方針」は、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。（PDCA サイクル）必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針に基づいて見直しを検討し、措置を講じる。